

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ハートントン	広島市安佐南区祇園二丁目8番24号victoryHouse202号	令和8年7月1日	令和14年6月30日
訪問看護ステーションふれあい・西	広島市西区草津新町一丁目4番13号吉田ビル101	令和8年6月1日	令和14年5月31日
訪問看護ステーション ひだまり	広島市西区己斐上二丁目11番3号	令和7年10月1日	令和13年9月30日
桜ステーション	広島市南区宇品西四丁目四番四号 第二広州ビル204号室	令和6年6月1日	令和12年5月31日